

平成 29 年 11 月 22 日  
子 供 未 来 局

## 子供相談支援センターの概要及び学校との連携について

### 1 子供相談支援センターの概要

#### (1) 概要

青少年の非行防止や見守りを目的とした街頭指導の実施や無職少年等の居場所である「ふれあい広場」・就労支援活動に加え、子供たちと子育て家庭の様々な不安や悩みに対応するための面接や電話、メールによる相談対応など、青少年健全育成と子育て支援の機能を充実させた専門機関である。

#### (2) 主な業務

##### ① 青少年及び子育て家庭を対象とした相談活動（面接・電話・メール）

青少年自身からの相談を受けるヤングテレホン相談や子育て家庭を主な対象とした子育て何でも電話相談を中心に、青少年に関わるあらゆる相談を受け、必要な支援・助言を行う。

##### ② ふれあい広場・就労支援活動

無職少年や不登校児などの居場所として、自由に通所できる「ふれあい広場」活動を行うとともに、無職少年に対しては、将来を見据えた就労活動を支援している。

##### ③ 街頭指導活動

市内中心部の繁華街等を巡回し、心配な様子の青少年に対して声がけをする見守り活動を通して、非行の未然防止や犯罪被害の防止を図るとともに、必要な支援につなげる。

##### ④ 広報啓発活動（PRカード及び広報紙作成、セミナー及び講演会等の開催など）

相談活動やふれあい広場活動の周知を図ることにより、困難を抱える青少年の支援につなげる。また、関係機関や子育て家庭を対象としたセミナー等学習の機会を提供する。

##### ⑤ 青少年健全育成団体等活動支援

社会を明るくする運動、子ども会、子育て支援クラブ等地域で青少年健全育成活動を行っている団体を支援する。

#### (3) 体制

子供相談支援センター	所長（教員） 1
相談支援係	係長（事務） 1、主査（教員） 1、主任（心理） 1、主任（事務） 1 非常勤嘱託（専任相談員） 9
青少年指導係	主幹兼係長（事務） 1、主査（教員） 1、主任（事務） 1 非常勤嘱託（専任指導員） 7

### 2 学校との連携

#### ① 相談業務での連携

電話相談やメール相談は匿名で受けているが、不登校、いじめ、虐待等相談内容によって学校や関係機関との連携が必要な場合は、相談者の同意を得た上で、個人情報を読み出し、学校や関係機関に連絡を入れることを基本としている。

## ②ふれあい広場での連携

中学校等関係機関からふれあい広場や就労支援が必要な児童生徒を紹介してもらう。必要があれば、情報交換を適宜行う。

## ③街頭指導での連携

市内の小中学校及び仙台圏の高等学校（私立・県立含む）の教員を学校長の推薦により、青少年指導員に委嘱し、定期的に街頭指導に参加を要請する。また、中学校区で計画的に実施している学区内指導への出張指導を行う。（高校 100 名、中学校 324 名、小学校 232 名ほか P T A など計 873 名）

街頭で指導や声かけを行った児童生徒については、必要に応じて在籍校に情報提供を行い、双方で見守りを続ける。

## ④仙台市内高等学校生活指導研修会（市生研）への出席

仙台圏の高等学校が一堂に会して年間 2 回実施される研修会に、担当主査と専任指導員が出席し、街頭指導の様子を報告し意見交換を行う。

## ⑤学校警察連絡協議会（学警連）への出席

各警察署管内ごとに年 3 回程度開催され、管内の小中学校及び高等学校の教員と情報交換を行う。

## ⑥教育委員会（学校）への協力

生徒指導主事連絡協議会が年 5 回程度実施され、中学校の生徒指導主事相互で情報交換を行う場に参加している。教育委員会からの依頼により、教員の 10 年目研修やフレッシュ先生研修を実施している。

## 3 現状と課題

・街頭を見ても飲酒・喫煙、暴力といった従来からの非行・触法行為は少なくなり、インターネット、とりわけ SNS の普及等社会環境の変化により目に見えにくい犯罪が増えたり、不登校やひきこもり、貧困、いじめ、虐待など深刻な問題があるにも関わらず、支援機関につながることは少なく、その実態が分かりにくくなっている。特に、ひきこもりや高校中退者等のうち所属がない青少年を把握するのが難しくなっている。

・相談業務において、相談者の同意を得た際は、所内で情報をとりまとめ、各校の教頭先生を窓口情報共有しているが、基本的に匿名の相談であるため、個人の特が困難である。

・ふれあい広場の利用者は、児童相談所をはじめとする関係機関からの紹介がほとんどを占める。高校中退者、進路未定の青少年の中に、居場所や就労支援を必要としている青少年もいると思われるが、支援につなげるのが難しい。

## 4 今後の方向性

青少年の現状や課題（不登校・ひきこもり・いじめ等）を研究・分析し、困難を抱えた青少年が支援につながりやすくなるような工夫（SNS の導入など）や機関連携による見守りを実現できるような体制づくりを進める。

また、子供相談支援センターを小中学校だけでなく、高校やサポート校にも周知していくよう、広報強化に努める。